

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会の検討状況について

堀上 勝

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

Progress of consultative committee on the domestic measures
for the implementation of the Nagoya Protocol

Masaru Horikami

Office for Mainstreaming Biodiversity, Biodiversity Policy Division,
Nature Conservation Bureau, Ministry of the Environment
1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda, Tokyo, 100-8975, Japan

1. はじめに

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「議定書」)が採択された。議定書は、「生物の多様性に関する条約」(以下「条約」)の3番目の目的に定められた、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分および、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing, 以下「ABS」)に関する基本的なルール(条約第15条等)の適正な実施を確保する措置を規定したものである。

条約の下では、「事前の情報に基づく同意(PIC: Prior Informed Consent)」を取得し、提供者と「相互に合意する条件(MAT: Mutually Agreed Terms)」を設定した上で遺伝資源を利用すること、その商業的利用から生じた利益や研究成果をMATに基づいて提供国に配分すること、遺伝資源を育む生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献することが掲げられている。一方、議定書では、提供国におけるアクセス手続きの明確化(PICに関する制度の明確化、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用に関する原住民等社会の同意等を確保する適当な措置等)、利用国における提供国法令等の遵守(自国の利用者によるPIC取得/MAT設定の確保、伝統的な知識の利用に関する原住民等社会の同意等を適宜確保)、また利用をモニタリングするチェックポイントの指定や情報を集約するABSクリアリングハウスの設置が規定された。

議定書は2011年2月2日から2012年2月1日まで署名開放され、この期間中に日本(2011年5月11日に署名)も含めた91カ国及びEUが署名した。2013年9月5日時

点の締約国は 20 カ国で、議定書は 50 カ国の締結後 90 日目に発効することとされている。

議定書の締結により、我が国が議定書第 1 条[※]に規定される目的の達成に資することはもとより、我が国が遺伝資源の提供国からの信頼を確保して、国内の利用者による遺伝資源の円滑な取得に貢献し、遺伝資源の利用の一層の促進に資すること、また、謂われない非難や提供国の ABS 法令等の不遵守を防止し、日本の遺伝資源関連の産業や研究活動の進展に資することが期待される。併せて、我が国は議定書が採択された COP10 の議長国として国際社会における責任を果たすことも期待されている。

※（第 1 条 目的）この議定書の目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること（中略）並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することである。

2. 名古屋議定書の締結に向けて

我が国では、COP10開催に向けて設置された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に関する関係副大臣等会議」において設置が決定された「COP10及びMOP5の決定事項の実施に関する関係省庁連絡会議」（以下、関係省庁連絡会議）で可能な限り早期に議定書を締結することを目指して検討を進めることとしている。検討を行うにあたり、関係省庁連絡会議の下に「名古屋議定書に係る国内調整に関する作業部会」（以下、作業部会）が設置された。

なお、COP10で採択された愛知目標では「2015年までに遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って、運用される。」（目標16）が掲げられており、愛知目標の達成に向けて改定された生物多様性国家戦略2012-2020（2012年9月28日閣議決定）において、愛知目標に対応する国別目標D-3として「可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す」ことが掲げられている。

3. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会

日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、環境省において 2012 年 9 月に産業界及び学術分野の有識者による「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」（座長：磯崎博司教授（上智大学大学院））を設置した。本検討会は、産業界（医薬品、種苗、化粧品及び食品等の業界）、学術分野（公的研究機関）及び法律等の分野からの 14 名の委員で構成されている。また、作業部会の関係省庁がオブザーバーとして参加している。本検討会は公開であり、資料及び議事録はウェブサイト（<http://www.en.v.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>）に掲載している。

我が国では、名古屋議定書の締結にあたっては、締約国の対応が必要とされる規定（義務規定）を担保する国内措置を講ずることが必要である（参照：[第 1 回検討会 資料 6](#)

(別紙)。

本検討会では、これらの義務規定のうち、提供国のABSに関する国内制度の遵守に関する事項（第15条、第16条）、国内における遺伝資源の利用の監視に関する事項（第17条）、国内の遺伝資源へのアクセスに関する事項（第6条）および普及啓発に関する事項を中心に、議定書の義務規定への対応のあり方について検討を進めており、2013年8月末までに計11回の検討会を開催している。これまでの実施状況は下記表の通りである。

	開催日	議 題
第1回	2012年9月14日	1. 検討会の設置について 2. 名古屋議定書の概要と経緯について 3. 検討会の進め方について 4. 国内措置のあり方に関する論点について
第2回	2012年9月27日	1. 国内措置のあり方に関する論点について
第3回	2012年11月22日	1. COP11におけるABSに関する議論の概要について 2. EU等の名古屋議定書国内措置案について 等
第4回	2012年12月26日	1. 国内遺伝資源に対する主権的権利の行使について 2. 国内措置のあり方に関する論点について
第5回	2013年1月30日	1. 外部有識者からのご報告 2. 国内遺伝資源に対する主権的権利の行使のあり方について 等
第6回	2013年2月26日	1. 外部有識者からのご報告 2. 遺伝資源に関連する伝統的知識の扱いについて 3. 国内遺伝資源に対する主権的権利の行使のあり方について 等
第7回	2013年5月21日	1. 今後の検討の進め方について 2. 検討会報告書骨子案について 3. 国内措置のあり方に関する論点整理について 等
第8回	2013年6月10日	1. 国内措置のあり方に関する論点整理について 2. 検討会報告書案について 等
第9回	2013年7月1日	1. 国内措置のあり方に関する論点整理について 2. 検討会報告書案について 等
第10回	2013年7月29日	1. 国内措置のあり方に関する論点整理について 等
第11回	2013年8月19日	1. 国内措置のあり方に関する論点整理について 等

検討会では、2012年10月にインドで開催されたCOP11において、EUやスイス、デンマーク、ノルウェーの参加を得て開催されたサイドイベントにおいて各国が発表した名古屋議定書に係る国内措置の検討状況等を含め、各国の動向についても紹介している。

また、国内の遺伝資源の利用状況や伝統的な知識に関して、外部有識者からの報告も受けている。

4. 国内措置のあり方に関する主要論点

本検討会での検討にあたっては、議論の中心とする事項についての論点項目を以下の6つに大別して提示した。

- (1) 遵守（第15条1項及び第16条1項）に関する国内措置の基本的な考え方
- (2) 遵守に関する国内措置の適用の範囲
- (3) チェックポイントについて
- (4) 不履行の状況への効果的な対処について
- (5) 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について
- (6) その他（遺伝資源等の利用促進、普及啓発等）

これらの論点項目及び論点内容をもとに議論を進めた結果、それぞれの論点内容の議論が深まり、国内措置のあり方に関する意見として、産業界や学術研究分野での実態を踏まえて、議論の中で一定の方向性が示されたり、論点内容を詳細に分類した議論が行われることとなった。

なお、本検討会における議論の枠を越えるが、今後さらなる具体的な検討が必要とされたものや議定書以外の国際的な枠組みにおける取組に係る意見も活発に出された。論点整理の議論の詳細については、本検討会のウェブサイトをご参照いただきたい。なお、9月11日に開催する第12回検討会からは、第11回検討会までに行った上記論点項目に関する議論を元とした検討会報告書案についての検討を進めることとしている。

5. 国際動向

2013年9月5日時点の締約国は20カ国（ガボン、ヨルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコ、ラオス、インド、フィジー、エチオピア、パナマ、モーリシャス、南アフリカ、アルバニア、ミクロネシア、ボツワナ、シリア、モンゴル、コモロ、ホンジュラス、タジキスタン。以上、締結順。）である。

締約国のうち、メキシコ、インド、エチオピア、パナマ及び南アフリカは提供国措置を既存の法律において規定しているが、利用国措置については南アフリカが許可行為に関係する他国法令の遵守を規定していることを除き未整備である。また、各国の提供国措置は議定書採択前に条約に基づいて整備されたものであり、それらが議定書に対応しているものであるかについては明らかでない。その他の国は国内措置が未整備となっている。

締結に向けた各国の動向としては、先進国ではノルウェーは締結にむけて提供国措置及び利用国措置を規定する自然多様性法の改正及び規則の制定を行っており、議定書の締結は間近と考えられる。EUやEU加盟国であるデンマークやフランス、その他スイス等も検討を進めており、特にEUは名古屋議定書の採択までの交渉過程において、日本と近い立場を取ってきたこともあり、我が国の国内措置を検討するにあたり、参考となる事項が多いと考えられる。EUは2014年10月に韓国で開催されるCOP12までに規

則を制定し、議定書を締結すると見込まれている。この他、ブータン、インドネシア、マレーシア、ナミビア、カンボジア等が、締結に向けて法案等の作成を進めているとされている。

6. 今後

本検討会では、これまでに各国の動向や措置に関する情報共有をしながら、議定書が規定する義務に関する論点を整理し、産業界や学術研究分野における課題や望ましい対応のあり方について検討を行ってきた。今年度中にさらに数回の検討会を開催し、本検討会で議論された内容は今年度末までに報告書としてとりまとめる予定である。今後は本検討会での検討結果を踏まえて、作業部会及び関係省庁連絡会議で国内措置の検討を進め、できる限り早期に議定書を締結することを目指している。